

第四十九条の次に次の一条を加える。
(審査結果の通知)

第四十九条の二 法第七十四条の二第二項及び
第四百一条第二項の規定による自動車及び検査
対象外軽自動車保安基準に適合するかどうか
の審査の結果(以下「審査結果」という。)の
通知は、次に掲げる事項を記載した書面以
下「審査結果通知書」という。により行うも
のとする。

一 車台番号又は自動車登録番号(軽自動車
及び二輪の小型自動車にあつては、車両番
号)

二 審査結果

別表第二を次のように改める。
別表第二(第三十五条の四関係)

検査の種類	検査の実施の方法
新規検査及び 予備検査	一 審査結果の通知がある自 動車の検査 審査結果の通知がある自 動車については、当該審査 結果通知書を審査すること により検査するものとする。
	二 完成検査終了証の提出が ある自動車の検査 完成検査終了証の提出が ある自動車については、当 該完成検査終了証を審査す ることにより検査するもの とする。
	三 抹消登録証明書 の提出若しくは提示及び 審査結果の通知又は保安基 準適合証の提出がある自動 車の検査 抹消登録証明書の提示又 は自動車検査証返納証明 書の提出若しくは提示及び 審査結果の通知又は保安基 準適合証の提出がある自動 車については、当該抹消登 録証明書又は自動車検査証 返納証明書及び保安基準 適合証を審査することによ り検査するものとする。
	四 限定保安基準適合証の提 出又は審査結果の通知及び 限定自動車検査証の提出が ある自動車の検査 限定保安基準適合証の提 出又は審査結果の通知及び 限定自動車検査証の提出が ある自動車の検査

一 審査結果の通知がある自
動車の検査
審査結果の通知がある自
動車については、当該審査
結果通知書を審査すること
により検査するものとする。

二 保安基準適合証の提出が
ある自動車の検査
保安基準適合証の提出が
ある自動車については、当
該保安基準適合証を審査
することにより検査するもの
とする。

三 限定保安基準適合証の提
出又は審査結果の通知及び
限定自動車検査証の提出が
ある自動車の検査
限定保安基準適合証の提
出又は審査結果の通知及び
限定自動車検査証の提出が
ある自動車については、当
該限定保安基準適合証又は
審査結果通知書及び限定自
動車検査証を審査すること
により検査するものとする。

(自動車登録官及び自動車検査官の任命、服
務及び研修に関する規則の一部改正)
第二条 自動車登録官及び自動車検査官の任命、
服務及び研修に関する規則(昭和二十七年運輸
省令第二号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第三号中(旧専門学校令(明治
三十六年勅令第六十一号)による専門学校又は
旧大学令(大正七勅令第三百八十八号)によ
る大学を含む。)を(旧大学令(大正七勅令
第三百八十八号)による大学を含む。)(又は高等
専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第
六十一号)による専門学校を含む。))に改める。
第九条第一項第一号中「検査業務」の下に(自
動車検査独立行政法が行う審査業務を含む。)
以下同じ。)を加え、同項第三号中「大学」の
下に「又は高等専門学校」を加え、同条第二項

第一号中「検査官」の下に「又は自動車検査独
立行政法人法(平成十一年法律第二十八号)
(以下「検査法人法」という。第十四条の審査
事務を実施する者)を加え、同項第二号中「検
査官」の下に「又は検査法人法第十四条の審査
事務を実施する者」を加え、同項第三号中「一
に、をいづれかに」に改める。
(指定自動車整備事業規則の一部改正)
第三条 指定自動車整備事業規則(昭和二十七年
運輸省令第四十九号)の一部を次のように改正
する。
第四条中第三号を第四号とし、第二号の次に
次の一号を加える。
三 自動車検査独立行政法人法(平成十一年
法律第二十八号)第十四条の審査業務の経験
を有するもの

(軽自動車検査協会に関する省令の一部改正)
第四条 軽自動車検査協会に関する省令(昭和四
十七年運輸省令第五十二号)の一部を次のよう
に改正する。
第十四条中第五号を第六号とし、第四号を第
五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中
「検査の業務」の下に「自動車検査独立行政
法人が行う審査業務を含む。」を加え、同条を同
条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加
える。
二 自動車検査独立行政法人法(平成十一年
法律第二十八号)第十四条の審査業務を
実施する者として自動車の審査業務の経験
を有すること。
(独立行政法人交通安全環境研究所に関する省
令の一部改正)
第五条 独立行政法人交通安全環境研究所に関す
る省令(平成十三年国土交通省令第四十六号)
の一部を次のように改正する。
第十七条中第五号を第六号とし、第四号を第
五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中
「又は研究所」を「、研究所又は自動車検査独
立行政法人」に、含み、を、含む。」に改め、同
号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一
号を加える。
二 自動車検査独立行政法人法(平成十一年
法律第二十八号)第十四条の審査業務を
実施する者として道路運送車両法の規定に
よる自動車の検査の事務に従事したものの

この省令は、検査法人法附則第一条ただし書に
規定する規定の施行の日(平成十四年七月一日)
から施行する。

告 示

○金融庁告示第四十八号
短期社債等の振替に関する法律施行規則(平成
十四年内閣府
法務省令第一号)第十条第二項の規定に基
づき、短期社債等の振替に関する法律(平成十
三年法律第七十五号)第十二条第一項の申出をしよ
うとする者が短期社債等の振替に関する法律施行
規則第十条第一項第五号に定める手続の一部とし
て振替機関に提出する資料を次のように定め、平
成十四年四月二日から適用する。
平成十四年四月二日
金融庁長官 森 昭治

当該申出をしようとする法人の登記簿の謄本そ
の他の当該法人に関する必要な情報を確認するも
のとして振替機関の業務規程で定める資料
○総務省告示第二十一号
統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コー
ドを定めた件(昭和四十五年四月一日行政管理局
告示第四十四号)の一部を次のように改正し、平
成十四年四月一日から適用する。
平成十四年四月二日
総務大臣 片山虎之助

別表2「11 郵田」の項中「401 大曲村」
を「401 大曲町」に改める。
○郵政事業庁告示第九十五号
平成十四年郵政事業庁告示第十三号(郵政官署
における確定拠出年金の取扱いに関する件)の一
部を次のように改正する。
平成十四年四月二日
郵政事業庁長官 松井 浩

第四条第一項の表十七の運用の方法を提供する
者の欄中「ゴールドマン・サックス投信株式会社」
を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジ
メント株式会社」に改める。
附則
この告示は、平成十四年四月一日から適用する。
○法務省告示第五十五号
不動産登記法第五十一条ノ二第一項の規定に
より、大阪法務局東大阪支局を同項の登記所に指
定する。
この指定は、平成十四年四月十七日から効力を
生ずる。
平成十四年四月二日
法務大臣 森山 眞弓